

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

コンピュータ室訓練用パソコン等 一式
(内訳)

- ア ノート型パソコン (21台)
- イ A3ジェルジェットプリンタ (1台)
- ウ サーバ (1台)
- エ 液晶ディスプレイ (1台)
- オ バックアップ用外付けHDD (1台)
- カ 無停電電源装置 (1台)
- キ 液晶プロジェクター (1台)
- ク スイッチングHUB (2台)
- ケ 4個口OAタップ (15個)
- コ LAN配線一式
- サ ソフトウェア一式

(2) 賃貸借物品の仕様

別添「コンピュータ室訓練用パソコン等賃貸借（リース）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 賃貸借期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和 5 年 6 月 30 日（金）

(5) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 5 年 2 月 1 日（水）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書

類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、従業員が県内事業所に常駐している場合に限る。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立産業人材育成センター米子校

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒683-0851 鳥取県米子市夜見町 3001-8

鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当

電話 0859-24-0371

電子メール sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和5年1月25日(水)から同年2月22日(水)までの間にインターネットの鳥取県立産業人材育成センター米子校ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/3637.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年1月25日(水)から同年2月22日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 郵便等による入札

認めない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月24日(金)午前10時即時開札

イ 場所

〒683-0851 鳥取県米子市夜見町 3001-8

鳥取県立産業人材育成センター米子校 会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和5年2月3日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和5年2月10日（金）にインターネットの鳥取県立産業人材育成センター米子校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/3637.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- （1）本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を4の（1）の場所に令和5年2月22日（水）正午までに、郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- （5）参考機種以外の同等品等で入札を行う場合は、令和5年2月15日（水）午後5時までに仕様を満たすことが確認できるカタログ等の資料を4の（1）の場所に提出し、承認を得たうえで入札すること。
なお、承認の可否は、令和5年2月20日（月）午後5時までに提出者へ通知する。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- （1）入札参加資格確認書（様式第1号）
- （2）2の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 資格審査について

6の（1）により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格の範囲内で最低価格を提示した者から順に6の（1）により提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の者の審査を省略して、この案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

9 入札条件

- （1）本件入札は紙入札とし、入札書（様式第4号）により行う。
- （2）入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。ただし、再度入札における入札書は、封筒に密封しなくてもよい。
- （3）入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額）とし、併せて、消費税及び地方消費税の額と月額（税抜き）を記載すること。なお、月額（税抜き）に45か月を乗じて得た金額を算出し、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）により求めること。
- （4）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- （5）入札者は、いったん提出した入札書の書き替え、引き換え又は撤回することはできない。
- （6）入札者は、入札書に記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状及び入札書のあて名は「鳥取県立産業人材育成センター 所長 草野 雅昭」とする。
- (9) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名、押印のない入札者による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書を2通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告、仕様書又はこの入札説明書に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。
- (6) 鳥取県議会令和 5 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。